

さいたま市告示第1210号

さいたま市西区役所中規模修繕工事に伴う仮設庁舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年 7月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市西区役所中規模修繕工事に伴う仮設庁舎賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年12月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種「賃貸」、営業品目（大分類）「29 消防・防災・防犯用品」、営業品目（小分類）「簡易組立式建物」で登載され、かつ、本市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸借又は土地建物の賃貸借を業務とする記載

があること。

(7) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は参加申請日以前に恒常的に3ヶ月以上の雇用関係にあるものであること。

(8) 平成27年度以降、公共施設において延べ面積1,200㎡以上の賃貸借契約における施工の実績があること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市西区西大宮3丁目4番地2 さいたま市西区役所区民生活部総務課
担当 防災・総務係 電話 048(620)2613

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/nishi/001/002/007/p122836.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年8月8日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年8月18日（月）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参

加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札日時及び場所

ア 日時

令和7年8月28日（木）午前11時

イ 場所

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2 西区役所1階会議室C

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月28日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務及び業務を担当する課

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2 さいたま市西区役所区民生活部総務課

電話 048(620)2613 FAX 048(620)2670

9 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

10 その他

契約条項等は、さいたま市西区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>